

各小・中学校保護者様

東松山市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業の再延長について（お願い）

本市では、市内公立小・中学校における臨時休業を令和2年5月6日（水）までとじていましたが、埼玉県教育委員会による臨時休業延長の要請及び市内外における感染者の発生状況を踏まえ、下記1のとおり、臨時休業を令和2年5月31日（日）まで延長することといたします。

また、大切な子どもたちの命、そして、教職員を感染症から守るため、下記2の(1)に示す対象となる要件に基づく特例的受け入れを除き、臨時休業の再延長期間における児童生徒の受け入れは、極力行わないようにいたします。

そして、臨時休業の長期化に伴い授業時間の不足が生じています。そこで、臨時休業終了後に授業時間を確保するため、下記3のとおり、夏季休業の期間短縮等の措置を講じます。

保護者の皆様には、様々な面での対応をお願いすることになりますが、何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 児童生徒の特例的受け入れについて

- (1) 対象 ① 小学校1年生～4年生、及び特別支援学級の児童生徒
 ② 保護者がともに以下の「ア」から「エ」までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または「オ」に該当する世帯
 ア 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
 イ 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
 ウ インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
 エ 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
 オ その他、家庭での保育が特に困難な場合

※特に、上記②に該当しない場合、原則、学校での受け入れは行いません。

- (2) 受入時間 学校（学年）の通常日課の範囲内
 (3) 申請書 別紙「特例的學校預け入れ申請書」の提出が必要となります。
 (4) その他
 ・児童生徒の送迎は、保護者においてお願いします。
 ・給食はありませんので、昼食を用意してください。
 ・受入れの時間帯での活動は、「自習」とします。教室等で自習ができるよう、教科書や学習用ドリル等を持参させてください。
 ・毎朝、検温と健康観察を行い、観察簿に記録、捺印の上、毎回提出してください。
 ・本人の健康状態により、すぐに下校させる場合がありますので、その場合は速やかに迎えをお願いします。

3 臨時休業終了後の取扱い

- (1) 夏季休業 8月 1日（土）から8月23日（日）までとします。
 (2) 冬季休業 12月29日（火）から1月 4日（月）までとします。
 (3) 時間割の工夫 1週間で行う授業時間を1時間増やします。

4 その他

- ・ご家庭でも、臨時休業中に子供たちが不要不急の外出をしないことへの指導と、感染拡大のリスクを高める環境（3つの密：①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）への配慮をお願いします。
 ・始業式・入学式は学校再開後に行います。日程等の詳細については、後日連絡します。
 ・本内容は、令和2年4月30日時点での情報をもとに作成しています。状況に応じて、今後変更になる場合があります。